

(1) 景観計画区域(重点地区を除く)における届出対象行為

区分	規模		行為	
建築物 (※1)	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域又は工業地域	高さが 15m を超え、又は 建築面積が 600 ㎡を超えるもの	新築、増築、改築、移 転、大規模の模様替 又は外観の過半にわ たる色彩の変更	
	上記以外の地域	高さが 10m を超え、かつ 建築面積が 300 ㎡を超えるもの		
工作物 (※2)	建築基準 法施行 令 138 条に定 める工 作物	煙突	高さが 6m を超えるもの	新設、増設、改造、移 設又は外観の過半に わたる色彩の変更
		鉄筋コンクリート造の柱、 鉄柱、木柱	高さが 15m を超えるもの	
		広告塔、広告板、装飾塔、 記念塔	高さが 4m を超えるもの	
		高架水槽、サイロ、物見塔	高さが 8m を超えるもの	
		擁壁（※3）	高さが 2m を超えるもの	
		乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの		
		ウォーターシュート、コースター等高架の遊戯施設		
		メリーゴーラウンド、観覧車等の回転運動をする遊戯施設で 原動機を使用するもの		
		製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設等	建築基準法施行令第 138 条第 4 項に該当するもの	
	高架道路、高架鉄道、横断歩道橋			
橋りょう		幅員が 4m 以上、かつ延長が 10m を超えるもの		
機械式立体駐車場		高さが 8m を超えるもの		
土地	500 ㎡以上のもの		都市計画法第 4 条 第 12 項に規定する 開発行為	
屋外 広告物 (※4)	高さが 4m を超えるもの		表示又は その内容の変更	
	総表示面積が 30 ㎡を超えるもの			
	上記建築物又は工作物の壁面の面積の 1/3 を超えるもの			

市HP
景観形成基準

市HP
届出手続き

- ※1 ごみ置場や駐輪場上屋などの別棟の付属建築物も届出の対象となります。また、モデルルームなどの仮設の建築物も届出の対象です。
- ※2 該当するか不明な場合は、開発審査室(建築審査担当)にて「建築確認申請が必要な工作物」かどうか、ご確認ください。
- ※3 建築確認申請が不要な「盛土規制法の許可」や「開発許可」を受けて築造する擁壁についても、見え高さが2mを超える場合は、届出の対象となりますので、ご注意ください。
- ※4 吹田市屋外広告物条例第12条第1項の許可を要する屋外広告物については、届出不要です。

(2) 重点地区における届出対象行為

【建築物】 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知を要する建築物が届出の対象規模となります(ただし、別に定める軽易なものは除く)。行為は上記表と同じ。

【工作物】及び【開発行為】 上記表と同じ。

【屋外広告物】 吹田市屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物以外が届出の対象となります。

【問い合わせ】
吹田市 都市計画部 都市計画室 景観担当
Tel 06-6384-1968(直通)
tokei-keikan@city.suita.osaka.jp